

国民健康保険税 税率などを改定

国民健康保険（国保）の財源は、加入者の皆さんに納めていただく国民健康保険税（国保税）を基本として維持しています。また、国保税に加え、国などからの公費や市の一般会計から多額の支援を受けて国保税を維持しています。

今後、国保税収入は減少する一方で、医療費は増加が見込まれることなどから、国保税の税率などを改定することになりました。医療保険制度を維持するための改定ですので、ご理解をお願いします。

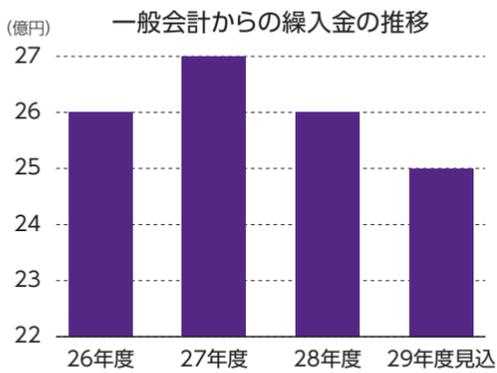
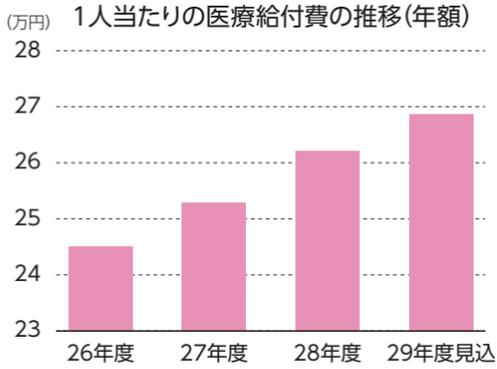
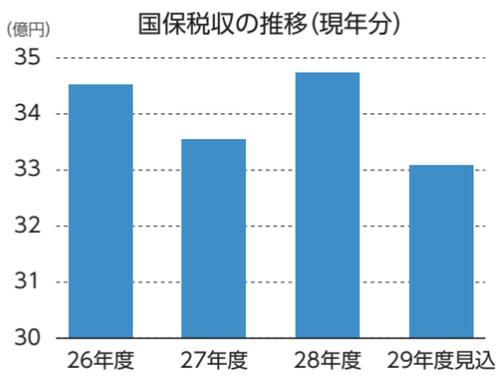
問合せ 保険年金課 ☎042(346)9530

税率改定の背景

国保の財政状況は、加入者数の減少に伴い、税率改定をした平成28年度を除き国保税の収入が減少しています。

一方、高齢化の進展などにより一人当たりの医療給付費は増加傾向にあります。

国保に加入している方が医療機関を受診するとき、本人の窓口負担を除いた医療給付費は国保が支払います。この財源は、皆さんが納める国保税を基本としています。市一般会計



計からの支援(※)を受けて財政運営を行っています。

今後も高齢化や医療の高度化などに伴い医療費の増加が見込まれ、また、市の一般会計からの支援にも限界があることから国保税の税率を改定して、加入者の皆さんにも負担をお願いすることになりました。

改定する各所得割額・均等割額は表1のとおりです。なお、課税限度額の改定はありません。

※国保の加入者はほかの健康保険に比べ、収入の低い方や無職の方、高齢の方が多いため、税負担が重くかつ医療費が多くなるという課題を抱えています。そのため、国保に

加入していない方も含めた市民の皆さんから国保に対して仕送りをしてもらって運営しています。

低所得世帯への軽減を拡充

世帯主(国保に加入していない世帯主を含む)と加入者の総所得金額等が一定額以下の世帯に対して、均等割額を軽減する制度を拡充しました(表2)。

該当世帯には、あらかじめ減額した納税通知書をお送りします(申請不要)。

税率改定による所得別の世帯例

税率の改定によって国保税がどのように変わるのか、改定前と改定後と比較した所得別の世帯例は、下表の例1から例4のとおりです。

7月31日(火)までに納税を

国保税の納税通知書を7月6日(金)に発送します。国保税(第1期)の納期限は、7月31日(火)です。

納付は、納め忘れのない口座振替をお勧めしています。また、コンビニエンスストアで納付できるほか、インターネットを利用してクレジットカードでも納付できます。

☎検索 ヤフー公金

※納期限を過ぎると、ゆうちょ銀行、郵便局、クレジットカードでの納付ができなくなります。また、納期限から35日を経過すると、コンビニエンスストアで納付ができなくなります。

問合せ 収納課 ☎042(346)9526

表2 低所得世帯への軽減制度の拡充

	平成30年度	平成29年度
7割軽減	33万円以下(変更なし)	33万円以下
5割軽減	33万円+加入者数等×27万5千円以下	33万円+加入者数等×27万円以下
2割軽減	33万円+加入者数等×50万円以下	33万円+加入者数等×49万円以下

例2 65歳以上の年金受給世帯など

▽世帯主71歳、配偶者68歳の2人世帯、世帯所得額が120万円(2割軽減に該当)
※年間5,800円の増。

	平成30年度	平成29年度	増減
医療保険分	85,800円	82,500円	3,300円
後期高齢者支援金分	36,000円	33,500円	2,500円
介護保険分	0円	0円	0円
合計	121,800円	116,000円	5,800円

例4 定年退職後、国保加入の世帯など

▽世帯主61歳、配偶者61歳の2人世帯、世帯所得額が950万円(限度額に到達)
※年間16,900円の増。

	平成30年度	平成29年度	増減
医療保険分	540,000円	535,500円	4,500円
後期高齢者支援金分	190,000円	190,000円	0円
介護保険分	160,000円	147,600円	12,400円
合計	890,000円	873,100円	16,900円

表1 平成30年度税率改定

	平成30年度	平成29年度	
医療保険分	所得割額	5.51%	5.35%
	均等割額	23,700円	22,500円
後期高齢者支援金分	所得割額	2.05%	1.85%
	均等割額	11,400円	10,900円
介護保険分	所得割額	1.55%	1.27%
	均等割額	15,500円	15,600円

例1 40歳未満の所得のない世帯

▽世帯主23歳、世帯所得額が0円(7割軽減に該当)
※年間600円の増。

	平成30年度	平成29年度	増減
医療保険分	7,100円	6,700円	400円
後期高齢者支援金分	3,400円	3,200円	200円
介護保険分	0円	0円	0円
合計	10,500円	9,900円	600円

例3 給与所得世帯、自営業世帯など

▽世帯主43歳、配偶者38歳、子10歳の3人世帯、世帯所得額が300万円
※年間22,100円の増。

	平成30年度	平成29年度	増減
医療保険分	218,200円	210,300円	7,900円
後期高齢者支援金分	88,900円	82,000円	6,900円
介護保険分	56,800円	49,500円	7,300円
合計	363,900円	341,800円	22,100円

院長教えて 生活習慣とがんの話

◆公立昭和病院 国保けんこう講座

生活習慣とがんは深いかかわりがあります。公立昭和病院の院長と予防健診科部長の講座を聞いて、飲酒や食生活、運動や喫煙など、日々の生活を見直してみませんか。

とき 7月30日(月) 午前10時30分～正午

ところ ルネこだいらレセプションホール

※駐車場はありません。

定員 50人

内容 ▷講演 生活習慣とがん(公立昭和病院院長 上西紀夫さん)

▷講演 生活習慣病の予防と対策(公立昭和病院予防健診科部長 川口淳さん)

※手話通訳あり。

申込み 住所、氏名、人数を問合せ先へ(電話・電子メール可、先着順)

問合せ 保険年金課 ☎042(346)9529、
✉hokennenkin@city.kodaira.lg.jp